



平成 21 年 8 月 14 日

各 位

東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号
大和 SMBC キャピタル株式会社
代表取締役社長 有明 一夫
(コード番号 8458)
問合せ先 執行役員 日尾 民明
TEL 03-6910-2600 (代)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日の確定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 17 日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 7 月 17 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は、平成 21 年 8 月 15 日から平成 21 年 9 月 14 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 9 月 15 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 21 年 9 月 24 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主様(但し、当社を除きます。以下同じ。)をもって、当該株主様の保有する全部取得条項付普通株式を、平成 21 年 9 月 25 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 1,420,000 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 7 月 17 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社普通株式と別個の種類 A 種種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設すること(なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、

以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)

- ③ 会社法 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式を有する株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社 A 種類株式を 1,420,000 分の 1 株の割合をもって交付すること。

2. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（本定款一部変更等①）

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等①は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案にかかる変更の内容は、平成 21 年 7 月 17 日付当社プレスリリース「I 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等①に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じております。

3. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件（本定款一部変更等②）

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等②は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、承認可決されました。当該議案にかかる変更の内容は、平成 21 年 7 月 17 日付当社プレスリリース「I 2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等②に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決によって、平成 21 年 9 月 25 日（金）に発生いたします。

4. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 21 年 7 月 17 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条並びに本定款一部変更等①及び②による変更後の定款に基づき、当社が全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得の対価として、本定款一部変更等①により設けられる A 種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき、1,420,000 分の 1 株の割合をもって交付するものです。この結果、株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）及び株式会社三井住友銀行以外の株主に対して当社が交付する A 種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 定款変更の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等②の効力発生を条件として、平成 21 年 9 月 25 日（金）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得の対価として、本定款一部変更等①により設けられる A 種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき、1,420,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主様に対して交付される A 種類株式が 1 株未満の端数となるときは、1 株未満の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社 A 種類株式を大和証券グループ本社に対して売却すること、又は会社

法第234条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に金563円（大和証券グループ本社が当社株券等に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株式の株主様に交付できる価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

5. 全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要（予定）

臨時株主総会及び普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会開催	平成21年8月14日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成21年8月14日（金）
整理銘柄への指定	平成21年8月15日（土）
当社普通株式の売買最終日	平成21年9月14日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成21年9月15日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	平成21年9月24日（木）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日	平成21年9月25日（金）
当社による全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年9月25日（金）

以 上